

■ 卷頭言 ■

田辺氏の危険な「新見解」

田辺前書記長の「新見解」は少しも新しいものではないが、相変わらず毒を含んでいる。第一に、衆議院への比例代表制の導入と政党法の制定である。「自民党案のように小選挙区制の導入が狙いで、そこに重点があるというのではだめで」としながら、山岸全電通委員長と同じく「単純小選挙区制ではない、小選挙区と比例代表制の併用方式」を提案している。これは非常に危険である。三月九日の朝日新聞が解説しているように、自民党内では、小選挙区と比例代表区の「並立型」とし、議席の割合を六対四とする意見が強く、政治改革委員会の後藤田正晴会長は「比例代表名簿は都道府県別に作る」意向である。自民党が主導権をとっている今日、「比例代表制の導入」で土俵にあがれば、いくら田辺氏が「併用型」や「少なくとも定数の過半は比例代表制」を主張しても、結果は目に見えている。比例代表区が定数の四割で、その単位は「都道府県ごと」であれば、比例区といいながら、定数一となるところが七県にも及び、定数二は十四県もあり、比例区さえ自民党が圧倒的に有利となる。比例代表区については、現行の参議院比例区と同様に、全国で一つの単位として各政党に議席配分する方式も考えられる。しかしこれだと百人を超えるような候補者名簿をあらかじめ優先順位をつけて用意せねばならず、後藤田氏すら「名簿作りは事実上不可能」としている。わが党的参議院比例区を見ても、良い候補者が必ずしも上位に並べられるとは限らないなど、二十人程度の名簿でさえ問題は少なくない。

前書記長に引かれたのか、山口現書記長まで「抜本改革案として将来は衆院議員定数の一部を比例代表制で選ぶ方法も検討する」(六月十日、大分)などと言い出したのは問題である。それとも、現在の中選挙区制のもとで、「一票の格差是正、選挙区の線引きの見直しをした後」、小選挙区制を導入しないかたちでの比例代表制の導入などという方法があるのだろうか。

「政党法の制定」も「選挙の公営化」を名目として安易に考えられがちであるが、国費の支給と引替えに、平和革命という体制変革の目標が、綱領や規約から除かれねばならないくなるようになつては元も子もない。少数政党の権利も抹殺されではならない。

特に今提唱されているのが危険なのは、小選挙区制の導入をテコにして、社・公・民・連を一つの安心な中道的保守政党に統合してしまおうという独占資本の期待と無関係ではないからである。自民党的長老たちも、社会党から牙を取り除くとともに、政界再編でアメリカのような一大政党体制を実現したいとしている。

第二に、「社・公・民・連四党的政権協議」に加えて、「自民党系の人々や団体」を「『引っ越し』という安易な利用主義」ではなく、「対等・平等の共同作業として政治改革を進めるために参加を呼びかけ」、自民党系の直接立候補の擁立も勧めている。要するに四党では数がたりないからという保革連合の勧めであり、「新宣言に関する決議」において明確に否定されている道である。田辺氏の金丸氏との関係は、「『引っ越し』という安易な利用主義」なのか、「対等・平等の共同作業」なのかは知らないが、社会党や労働国民のプラスにならなかつたことだけは確かである。保守系候補の擁立は、自民党にまで求めなくても、田辺さんのようなわが党内の保守系候補だけでたくさんである。

第三に、「現政権から受け継ぐ施策のすべてを『負の遺産』とみなすべきではない：現在の施策を総体的に継承し」という考え方である。中曾根、竹下、宇野と自民党政権が実施してきた施策は「総体的に継承」すべきほど良いものなのだろうか。田辺さんが金丸氏に頼んで実施してもらつた「正の遺産」がたくさんあるとでもいうのだろうか。

二つの選挙は未来を開く

さあ政治の季節の到来だ。都議選、参院選が始まった。

都議の定数は四一選挙区一二六人。これにたいし立候補者は社会三九人（推せん含）、共産五一人、自民七一人、公明二九人、民社二二人（推せん含）、無所属というものだ。

他方、参院選は選挙区改選数七六人にたいし、社会三〇人、共産四四人、自民五二人、民社八人、公明五人、進歩党五人、無所属三八人。比例区改選数五〇人にたいし、社会一七人、共産二五人、自民二六人、民社四人、公明一〇人、サラ新、税金党九人というものだ。

焦点は自民党がどれだけ減るかだ。都議会では前回、自民党は五四人が当選、その後新自クからの復党や補欠選挙で現有議席は六三人。参院での自民党の非改選議員は七三人。したがつて、選挙区・比例区あわせて五四人がとおれば過半数となる。だが、それは不可能であろう。

社会党支持率は二九%

客観的には社会党にとって、かつてない好条件で迎える選挙だ。

一三日発表された「朝日」の世論調査での政党支持率は二九%。昨年一〇月調査の二〇%から二三%（同一二月）、一五%（八九年一月）、一八%（同三、四月）と上昇の一途。今回調査の二九%は一九七一年八月いらい一八年ぶりの高率である。

これにたいし自民党支持率は四三%。こちらは昨年一〇月の五六%から五〇%（同一二月）、四九%（八九年一月）、四三%（同三月）、四二%（同四月）と低落の一途。やつと歯止めがかかったとの印象だが、「サンデー毎日」に端を発したスキヤンダル報道など相まって、自民の低落傾向に拍車がかかることは必至の状況だ。

「朝日」はこの調査につづいて六月一四日、「リクルート事件についてのケジメ」についての調査結果を発表した。この調査によると七四%が「今の政治に不満」、八一%が「リクルート事件に対する自民のけじめのつけ方に不満」と答え、七六%が「金権政治の体质はこれからも改まらない」としている。

さらにこの調査では「参院選挙区選挙でどの政党の候補者に投票しますか」「比例代表区でどの政党に投票しますか」と問うている。

前者については自民二九%、社会二五%、公明四%、共産四%、民社三%，決めていない二四%。後者については自民二九%、社会二七%、公明五%、共産四%、民社四%，決めていない二二%というものだ。

これから各種世論調査が続々と発表されるだろうが、おそらくこの傾向は変わるまい。

自民の低落傾向に拍車

自民党の支持率低下の傾向は今後ますます顕著になろう。それは第一に「朝日」一三日付調査で宇野内閣支持率二八%、不支持率四四%が明らかにしているように、自民党の金権腐敗体質が天下にさらけだされ、従来の小手先だけの縫合策では收拾不能の状況におち

いつて いるからだ。

この傾向が都市部でとりわけ顕著にあらわれて いることは、千葉県知事選、名古屋市長選でも示された。これは「毎日」四月三日付の調査が明らかにしたところだ。都議選でさらに加速されるだろう。

第二に、これまで自民党の金城湯地だった地域、階層でも同様だ。今回の参院選で自民は宮崎、鹿児島で独自候補をたてられなかつた。これは農産物自由化による農協の反乱によるものだ。この傾向が全国的であることは青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、長野、岡山、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎など一七県で「自民不支持」の決議、行動が広がつて いることにも明らかだ。

農産物自由化はこれからが本番。農村地域での「反自民」意識はこれから時をおつて高まろう。

自営業者にも「反自民」の動きもこれからさらに高まろう。消費税は「痛税感」を消費者、小売業者に植えつづける。政府のおえら方がいうように「慣れる」ことなんてけつしてない。経済動向しだいでは消費税率アップ問題が近い将来、急浮上しないとはけつしていえない。こうしてさらに資本主義の矛盾は深化する。

要は社会党

問題は社会党的条件だ。さきにみた「朝日」一四日付の調査に「野党全體に対して、どんな印象を持つっていますか」との質問もある。回答によれば「頼りない」四七%、「あいまい」一二%、「信用できない」九%にみられるように批判はきわめて強く、「信頼できる」二%、「活力がある」三%、「よくやっている」七%と肯定的な評価はわずか一二%のありさまだ。

福岡参院補選（二月）で社会党候補が圧勝し、千葉県知事選（四月）では不戦敗、新潟県知事選（六月）では自民をあと一步まで追いつめたが、福岡参院選での圧勝を流れにすることにはできなかつた。その課題は都議選の結果いかんにかかっている。

野党の要是社会党であることはだれもが認めるところだ。その社会党が国民の多くが「今度だけは自民党に投票したくない」と考へるだけでなく実行しようとしているときに、候補を出さず、また自民候補を推せんするようでは「頼りない」と映るのは当然だ。

「唯一清潔」を連發する共産党も「自共対決選挙」では反自民票を吸収するとはいえ、自、社、共競合選挙では票は伸びていない。さらに各種世論調査でも政党支持率に変化はない。

民社、公明に期待のかけようがないことは、国民だれしもがすでに知つて いることだ。

党建協の方針を指針に

今度の都議選、参院選はこうして新たな情勢のもとで開始された。労働運動の領域でも変化ははげしい。連合が「野党再編」をめざす契機にしようとしていることだ。

思惑はさまざまあらう。だが、今日もっとも必要なことは、社会党を勝利させ、自民党を減らすことだ。そのためには本誌でこれまで掲載してきたように、「党建協」の主張を全党的な態度にする、この構えで選挙戦に総力をあげることが重要である。

永久政権を模索する自民党案

——「政治改革案」の検証(一)——

都議選、参院選終了とともに、「政治改革」論議が俎上にのぼる。選挙結果がこの論議に大きな影響を与えるのも必至。それだけに二つの選挙で自民党に鉄槌を加えることが必要だ。

四つの「改革案」

「政治改革」にかんする主な案がすでに提出された。第一は竹下前首相の私的諮問機関「政治改革に関する有識者会議」(座長・林修三元内閣法制局長官)が四月二七日におこなった「提言」、第二は「自民党政治改革委員会」(会長・後藤田正晴元官房長官)が五月一九日にまとめた「自民党政治改革大綱」、第三は社会、公明、民社、社民連の四野党が五月二〇日発表した「公職選挙法改正案」「政治倫理法」である。

この他、「政治の混乱を経済の分野に持ち込まれてはかなわない」とばかり、日経連、経済同友会等が「政治改革」への「提言」をおこなっている。

これらの「政治改革」案の傾向を論ずる前に、まずそれぞれの「提案」のポイントを資料を中心掲げておこう。

「有識者会議の提言」

「有識者会議の提言」は「緊急に講すべき措置」「中長期的に改革すべき事項」「提言の実施にあたって——政治改革、山積する政治課題への取り組み、結語」の三項目からなる。まず「緊急に講すべき措置」では次の七項目が掲げられる。

- (1)閣僚等の資産公開の改善・強化 閣僚等(閣僚、内閣官房副長官=政務官及び政務次官)とその一定範囲の家族について資産公開、辞任する際も資産公開を実施
 - (2)閣僚等の株式取引の自粛等 閣僚等の株式等・不動産・ゴルフ会員権等の取引の自粛と保有株式等の信託銀行への信託
 - (3)国會議員の政治資金とその他の資金の区分の明確化・政治資金の透明性の確保
 - (4)パーティの規制 パーティの開催主体・開催回数等の制限、パーティ券購入の上限の設定、公務員等によるパーティ券の購入あつせんの禁止
 - (5)冠婚葬祭等への寄付規制の強化 現在禁止されている冠婚葬祭等への寄付について、罰則規定の新設
 - (6)政治倫理綱領の実効性の確保 政治倫理綱領の実効性を確保するための法制化の検討
 - (7)リクルートコスモス社の非公開株式の売却益の社会公共への還元
- つぎに「中長期的に改革すべき事項」では、「金のかからない政治活動」には「制度の確立が不可欠」との視点から、次の九項目を来年秋の国会開設百年までに実現することを求めている。
- ①衆・参両院の定数の在り方 総定数の全面的な見直し、民意的確な反映が可能な一票の格差の是正、第三者機関による定数是正制度の新設

②選挙区・選挙制度 金のかからない政策中心の選挙の実現、公営選挙の拡大、秘書・事務所数の在り方、選挙違反に対する連座制を含む罰則強化、当選無効手続きの迅速化

③政治献金の在り方 政党中心の政治運営という基本に立った個人献金・企業献金・労働組合等の献金の在り方

④政治資金の透明性の確保 政治資金の收支明細の公表、監査制度の活用、政治家一人当たりの政治団体の数の制限

⑤政党法、政党への公的助成の在り方 政党的地位、政党の財政的基盤の充実の在り方

⑥国会運営の在り方 「言論の府」にふさわしい活動、いわゆる『国対政治』の是正、効率的な議事運営

⑦参議院制度の改革 参議院制度の在り方の検討

⑧政治浄化運動

⑨地方政治の改革 地方政治についても上記に準じて改革

政治改悪を意図、「自民政治改革大綱」

「自民政治改革大綱」は「考え方—現状認識、改革の本向、改革への決意」「内容—政治倫理の確立、政治資金をめぐる新しい秩序、選挙制度の抜本改正、国会の活性化、党改革の断行」「手順と推進体制—政治改革の手順、推進体制、国民運動の展開」からなる。

まず「考え方」では政治不信、自民党批判の中心が①政治家個々人の倫理性の欠如②多額の政治資金との不透明さ③不合理な議員定数および選挙制度④わかりにくく非能率的な国会審議⑤派閥偏重など硬直した党運動にあるとし、選挙制度のあり方に焦点があたってゆく。

「なかでも、政治と金の問題は政治不信の最大の元凶である。これまで政治倫理は第一義的には個人の自覚によるべきであるとの信念から、自らを厳しく律する姿勢の徹底を図ってきたが、多額の政治資金の調達を強いられる政治の仕組み、とくに選挙制度のまえには自己規制だけでは十分でないことを痛感した。

従つて、諸問題の多くが現行中選挙区制度の弊害に起因しているとの観点から、これを抜本的に見直す」

つぎに「内容」だが、「自民党政治改革大綱」の特徴は、当面の課題と中長期の課題を混在させ、「政治改悪」の意図を露骨にあらわしていることだ。その構成は次のようなのだ。

「第一項 政治倫理の確立 ①行為規範、政治倫理審査会の改正強化②政治倫理確立のための国会議員などの資産公開の制定、

第二項 政治資金をめぐる新しい秩序 ①節減・公正・公開の新しいルールの確立、②

『出』の抑制—冠婚葬祭などへの寄付禁止の強化、名刺広告一年賀状などの規制、ポスターなどの規制強化、人件費および事務所費の抑制、③『入り』の改革—株取引の規制、パーティーの自粛と新たな規制、政党への寄付の集中と議員活動への援助、国会議員への公的援助の拡大と国庫補助を中心とした政党法の検討、④公開性の徹底

第三項 選挙制度の抜本改革 ①衆院の改革—総定数の削減、格差是正、選挙区制の抜本改正、②参院の改革—参院の独自性の發揮、現行比例代表制の抜本的改革、総定数の

削減と定数配分の不均衡是正

第四項国会の活性化

①審議の充実とわかりやすい国会運営、②多数決原理の尊重、

③能率的な国会運営の実現

第五項党改革の断行

①派閥政治の弊害除去と解消への決意、②近代的国民政党への脱皮、一族議員の反省、当選回数主義の改善と信賞必罰の徹底、候補者決定の新しいルール

ル

第六項地方分権の確立（略）

当面の課題では、政治活動にかかる金の「出」と「入」のチェック強化を中心に、四点の具体策が示される。

第一は寄付規制の強化で、政治家本人、配偶者が出席する結婚式や葬儀の祝儀、香典以外の寄付は禁止し、公職選挙法の改正などで罰則を規定する。

第二は政治資金の透明化で①政治家らへの献金者名の公開基準を現行の百万円から六十万円超に、②パーティーカードの購入限度額を百五十万とし、六十万超の購入者を公開、③政治資金規正法の改正で罰則を規定する。

第三は資産公開の拡大で資産公開法を制定し、①全国会議員、地方議員らは毎年、資産を開示、②歳費以外の一定額以上の所得も公開、③家族名義は除外する。

第四は政治倫理の審査活性化で、政治倫理審査会の開催要件を緩和し活性化する。これらは「ないよりまし」という程度のものだ。だが、中長期的課題についてはきわめて具体的だ。

第一は「出」の抑制を口実とした政治活動の自由の制限。それは「ポスターなどの規制強化」にみられる。

「議員の任期満了前一定期間は、たとえ政治活動のためのものであっても、立候補を予定する者の氏名を表示するポスターなどの掲示は、立法措置により禁止する」

第二は「入」の改革を口実に政党法制定が「国会議員への公的援助の拡大と国庫補助を中心とした政党法の検討」で、こういわれている。

「国会議員に対し、今後、航空運賃の補助の拡大・立法事務費の一定額を個人に交付するなどの改善によって、日常の政治活動経費のおおむね三分の一を目標に公的援助の拡大をはかる。

さらに中長期的には、選挙制度の抜本的改革によって、政党の公的役割のいつそその増大が予想されることから、主として国庫補助を内容とする政党法の検討に入る」

第三は「選挙区制の抜本改革」で小選挙区導入からこう語られていることだ。

「選挙区制の抜本改革は、現行制度のなかで長年過半数を制してきたわが党にとって、痛みを伴うものである。しかし、国民本位、政策本位の政党政治を実現するため、小選挙区制の導入を基本とした選挙制度の抜本改革に取り組む。その際、少数世論も反映されるよう比例代表制を加味することも検討する」

第四は株式会社日本の経営論理を国会運営に持ち込もうとしていることだ。「能率的な国会運営の実現」にはこうある。

「時代遅れの国会の慣例を見直し、能率的・合理的な国会運営を実現する必要がある。そのため(1)行政の停滞をもたらす予算委員会への全大臣出席を見直し、各委員会の審議促進を図る、(2)提出議案を委員会に即時付託する、(3)会期不維持の原則を見直す、(4)両

院において先議条件を適正に分担する、(木)重複質問の整理など、適切な議事運営を図る、
(ヘ)押しボタン式投票制度の導入を図る、などの改善措置を講ずる」

四野党案は脱け道防止に重点

四野党の「改革案」は「公職選挙法改正案」と「政治倫理法案」からなる。その内容は①地方議員を含め議員や立候補予定者は、対象が親族の場合を除き、冠婚葬祭での祝儀、香典などの罰則を科す、②国會議員は毎年、配偶者、同居の扶養親族名義分を含めて、土地、株、預貯金などの資産を公開する、③衆参両院に政治倫理法違反の事例を調査し、処方を勧告する、などを骨子とするものだ。その要旨を左に掲げる。

【公職選挙法改正案要綱】

第一、目的 金のかかる政治及び選挙の原因となつてゐる地盤培養行為を規制するため、選挙区内への寄付を禁止等に関する規定を厳格化するとともに、虚礼廃止に関する「申し合せ」を法制化する。

第二、地盤培養行為の規制

①議員及び候補者等が行う、選挙区内の冠婚葬祭等に対する金品の贈与・供与（中元・歳暮を含む）は寄付とみなし、親族に対するものを除き、いかなる場合でも禁止する②選挙区内の居住者を対象とする見学、旅行、新年会等の行事では、いかなる場合でも酒食、金品等を供与してはならない③選挙区内に対し答礼のための自筆によるのを除き、年賀状、時候のあいさつ状、祝電、弔電等を発信してはならない④有料の名刺広告等は禁止する⑤何人も議員及び候補者等に対し、寄付や酒食・金品の供与、あいさつ状の発信及び有料の名刺広告を要求ないし勧誘し、あるいは收受することは禁止する。

第三、罰則の強化 以上の規定に違反したものは、その程度に応じ、禁固、罰金刑を強化するとともに、公民権停止、一定期間の立候補制限等の罰則を科す。

【政治倫理法案要綱】

第一、目的（略）

第二、基本理念（略）

第三、政治倫理基準

国會議員は①職務権限の行使もしくは不行使またはその地位に伴う影響力の行使により、金品その他の財産上の利益を收受し、または要求すること及び自己の財産上の利益の実現を図つてはならない②未公開株式の譲渡に関与してはならない。國務大臣等（政務次官を含む）は在職中の株式取引を全面的に禁止する③刑事上の罪を犯したとして疑惑をもたれた場合や倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合は、自らその疑惑を解明しなければならない。

第四、兼業、収入及び資産の報告、公表 ①兼業の報告（略）②収入の報告（略）③資産の報告 国會議員は、毎年、不動産、有価証券、預貯金その他の債権・債務、一定額以上の動産その他の自己資産（配偶者及び同居の扶養親族の資産も含む）を、その属する議院の議長に報告しなければならない④報告書の提出、公表 議長は国會議員が提出した資料等の報告書を公表しなければならない。

第五、政治倫理委員会 各議院に政治倫理委員会を置く。委員は、衆議員は二十人、参議員は十人とする。

第六、政治倫理基準違反の調査 政治倫理委員会は、衆議員においては四十人以上、參

議員においては二十人以上の議員の賛成(疑うに足る事実を証明する証拠等の調査要求書)により、要求があつた場合、政治倫理基準に違反する事例を調査しなければならない。委員会は、当該議員について、議場での戒告・陳情、一定期間の登院停止、辞職勧告などの処分を、議院に対し勧告できる。調査要求は、個人または党派等の利害に基づいて行ってはならない。

第七、その他 地方自治体の首長及び議員にも適用する方向で条例する。

財界は政治に危機感

最後に財界の考え方だ。経団連の地位が低下した現在、独占の主張をもつとも先鋭に示しているのが日経連と経済同友会だ。五月一七日、日経連定時総会で日経連会長は「残された問題は経済問題というより政治問題」と政治への危機感をあらわにし、自民党に①新体制への切りかえ、②選挙制度のあり方の抜本的見直しをせまつた。

また経済同友会の代表幹事は四月二七日、通常総会で「リクルート事件に端を発した経済界に対する不信をぬぐい、信頼を回復すること」と四つの提起をおこなうとともに、政治改革について「四〇年にわたる自民党単独政権が今後とも続くかどうか予断しえない状況に至ることが考えられ、政治面の変化も予想しておかなければならぬ」との認識から、①英国の腐敗防止法を参考に政治倫理綱領に罰則を導入すること、②政治資金規制法を厳格におこない透明性を確保すること、③小選挙区制導入を中心に行き度改革を進めることを要望している。財界四団体は近く共同の「政治改革大綱」をまとめる予定だ。ここではその基本認識となるであろう、日経連定時総会で決議された「自民党の挙党体制の確立 政治改革断行の緊急提言」を掲げる。

「一、今日、日本は内外ともにきわめて重要な時期を迎えており、国内的には、経済活動は一応順調なもの、物価、地価問題を始め、税制改革、行財政改革、政治改革、高齢化対策等、手をつけ始めた問題、今後手をつけなければならない問題が山積みしている。

対外的には、日米経済摩擦は、まさに憂慮すべき段階に達しており、また世界一の貿易黒字国としてなすべき課題は数多い。

一、こうした状況の下で、政権担当政党である自民党内が混迷状態にあり、後継総裁の選任にも停滞を生じ、政治的空白を長引かせようとしていることは誠に遺憾である。

政治の混迷は、すでに国内の各面の経済社会活動にマイナスの影響をもたらし始めているだけでなく経済的には強いはずの円レートを弱含みに推移させるといった影響まで生じている。

一、われわれは、日本のため、そして日本が世界に貢献するために、信頼のおける政治体制の確立と、それによる政局の安定を心から願つており、そのためにも自民党がリクルート事件に端を発する混乱に明確なじめをつけ、早急に混乱を收拾し、国民の政治への信頼回復のために徹底した政治改革の道筋を国民の前に明らかにすべきである。

一、同時に、われわれ経営者としても、日経連の年来の主張である経営道義の高揚を新たなる決意の下に実践し、政界の浄化、政治改革の断行に全力を挙げて協力する決意であることを明らかにするものである。」

(つづく)

活動家、組合員への率直な提起で討論を

——自治労中央委と組合員の任務——

周知のように、連合と官公労との統一への動きは、作業委員会が統一推進会と起草委員会に衣替えし、五月二四日までにいわゆる綱領的文書が出揃うこととなつた。

注目の日教組は、六月一〇日に代表者会議が開催され、九月の定期全国大会に向けて組織討議が進められていく模様である（次号参照）。そしてわが自治労は、五月三〇日から三一日にかけて、大分市で中央委員会が開催された。

三月に作業委員会が延期されてから五月二一日の第一四回首脳会談までの間の、教組、水道、林野などへの資格審査に対し、選別排除を許さず、官公労協の統一対応を守らんとする官公労協の結束には、私たち自治労内での論議、中央への意見書提出など、注目すべきものがあつた。

しかし五月一二日以降、大分中央委員会に集約される自治労内の雰囲気は、「やるだけのことはやつた。官公労協の統一対応は貫いた」とするものになつた。中央委員会では、この間の対応に自信をもつ中央本部の姿勢と、それに認可を与える「左派」県本部の態度によって、三月以降、一時期怒涛のように押し寄せた「反連合」の潮が、またたく間に退いていくが如きものになつてしまつたことを報告しなければならない。

二

中央委員会での「左派」県本部の主張は、「二四日までの結論については是としたい」「下部組織、組合員に説明できるものをまとめてほしい」というものであつた。

ひとつの側面として、「『連合の進路』は止むを得ないとしても、自治労の運動方針自体を変えないことを明確にせよ」「自治労綱領は堅持することを明確にせよ」という主張がなされ、「自治労の運動は変えないのは当然」「自治労綱領は堅持」という本部答弁はあつたが、このような質疑が、今日の事態に即してどのような意味をもつものかどうか。そのような冷めた雰囲気が、「真柄メモ（第一次）は当然」とする副委員長答弁までをも許すこととなつてしまつた。

しかし一方で、「この間の経過は高野三原則をクリアできるものではない」「国際自由労連加盟には反対」とする鹿児島県職労の発言が注目され、また「自治労は反独占、反自民の立場を貫くべきだ」「反合理化闘争、職場闘争を基本にたたかう」「真柄メモは当然」との副委員長答弁は慎重な対応をとした山形県職労の発言は左派の気迫を示すものであつた。

このような経過を経た今、自治労内の各級機関幹部は、新「連合」の綱領的文書の承認への道を八月定期大会までに強いられることとなつた。中央委員会で下ろされた下部討議

の内容は、「綱領的文書は一字一句修正は許されない。ここまで来たらもはや引き返すことは不可能、今後の選別の問題や、運動方針の問題は実行行為で」とするものである。

大衆闘争を経たものでない当局とのトップ交渉が組合員の理解を得られないものであることと同様に、今回の労戦密室論議が、たとえ現在の力関係をそのまま反映したものであるにしても、自治労内活動家、組合員にストレートに受け入れられるものではない。

五月二四日までの経過と結論は、今日職場の中で、熾烈なたたかいを強いられている活動家と組合員の理解をとうてい得られるものではない。しかし今、自治労の各級機関幹部は、連合幹部と自治労中央幹部の猛然たる圧力によつて、「今をおいて全的統一はない」といういい方で下部を説得しなければならない立場に追い込まれている。

自治労内の「統一労組懇、全国連絡協」の動きは別としても、八月大会までに自治労「主流派」内でこのような動きが貫徹されるものとすれば、幹部と活動家、組合員との間にかつてない相互不信、亀裂が生じることになる。のことと自身、かつてない自治労組織の危機である。

八月の定期全国大会で決められようとしているものは、九月二九日に発足を予定されている統一準備会参加への、新「連合」の綱領的文書の承認だけではない。同時に「自治労組織防衛闘争」としての「統一労組懇、全国連絡協」等への「組織的措置」が決められようとしている。これが、「統一労組懇を切つてこい」とする連合の要求に呼応するものであることは間違いない。

このことを「自治労一二五万を守る」とする自治労内左派は許していいものかどうか。

関ヶ原合戦の加藤清正、福島正則の二の舞を踏むものでないとどうして言えるのか。

四

この間の、右翼再編、総評解体の動きに対し、とるべき道は二つあつた。ひとつは「右翼労戦反対」の旗を高く掲げ、「総評解体阻止」でたたかう部隊が結集していく道であり、もうひとつは連合との統一を求める道であつた。

自治労の「全的統一」という方針が、この相反する両者を内包していたのは事実であるが、実体として自治労本部、そして自治労「主流派」が後者を選択した結果が今日の事態に至ることとなつた。いわゆる「なだれ込み」論については、自治労「主流派」内幹部の「孤立したくない」という気分の端的な表現であり、それがどのような善意、良心にもとづくものであつたにしても、結局は（今日の力関係のもとでは）、自治労内の組織的分断を許し、官公労の分裂に道を開くものとなつてゐる後者の道の一構成要素であることは指摘しておかなければならぬ。

「もはや停まることも、引き返すこととも許されない」「今をおいて全的統一はない」と言われる。それぞれの地域での、自治労のおかれた様々な条件の下では、たしかに「なだれ込み」が、一時的に功を奏することもあり得るかも知れない。

しかしその一時的な成功でさえ、自治労組織の分裂、地県評、地区労の分裂弱体は避けられないものであり、それが今回の右翼再編の本質である。また私たちは、連合内に左派的な要素、たたかう要素があることを否定はしない。しかし連合が支配階級に対する政策提言集団であり続ける限り、連合が同盟、JCC路線を体現したものである限り、もつともう

まくいった場合でさえも、春闘の低水準妥結、人べらし、首切り、賃下げ合理化の実態についての活動家、組合員の期待に答えるものとなり得ないのは明白である。

連合は現在五五〇万、日本最大の組織人員を擁する組織であることは事実である。しかし一方で、四〇〇万をこえる、連合に結集していない部隊があり、そして未組織労働者の数は組織労働者の数倍に達する。

連合不参加部隊の中には、連合結成の過程で、まさに今回の、右翼再編そのものによつて、選別され、はじきとばされた国労や、ついきのうまで全国金属、全国一般の、たたかう部隊としてがんばって来た仲間たちがいる。また政府独占の臨教審攻撃の下で、激烈なたたかいを続いている日教組の仲間たちがいる。

これらのたたかう仲間たちが、まさに輝かしい総評労働運動の生きた体現であり、それぞれの組織のおかれた困難な条件の下で、全労協結成など独自の道を歩み出そうとしている。これも日本の労働戦線の現段階の生きた事実である。

五

自治労の「全的統一」の中に内包されていた二つの道は、五月二四日を経た今日、「すべては実行行為で」とするか、第八回首脳会談合意事項の「三重要項目」（①進路と役割、②国際自由労連加盟、③統一労組懇などに対する毅然たる態度）等々を認めない立場に立つかに収斂される。

自治労本部は第八回首脳会談合意事項について、「三重要項目に止めた」「選別排除はしないし、させない」としているが、この「三重要項目」そのものが選別排除の元凶であると言わなければならない。

今必要なのは、自治労内の活動家、組合員のすべてに、右翼再編の事実経過、今日までの経過について、事実を率直に知らしめることである。そして自治労の各単組、各級機関に、「三重要項目は承認できない」とする方針を確立し、上部機関へ押し上げていくことである。

そのような行動こそが、現在は少数であるが、たたかい続ける連合内外の民間の仲間たちへの限りない激励であり、真に連帯するものであり、日本の労働戦線の統一に連なるものであると言わなければならない。

今日の事態の下では、希望的な観測や、結論を予測することは許されない情勢になつてゐると言わなければならぬ。三月から五月二四日までの過程で、総評内官公労の結束と統一対応は、確かに力を發揮した。この力が全官公労や連合内の、旧同盟の動きを抑え、「全的統一」への道を残すこととなつてゐる。

しかしこのことは、日教組、自治労など、新「連合」に結集しない一大勢力が存在することを恐れる連合内主流派の意図であり、連合の背景としての総資本の意志であると言えなくもないのではないか。

活動家、組合員への率直な提起と、大衆的な討論、たたかいこそが、眞の労働運動を支えるものであり、結論を恐れず、日本労働運動の未来を担う、自治労の搖るぎない團結を作り出すことができる。

資料1 労戦統一を完成させる取り組み（自治労）

「連合の進路」などの評価と自治労の態度

① (1) 統一ナショナルセンター・「日本労働組合総連合会」の綱領的文書「連合の進路」などが、官公労働組合の共同作業で成案され、労働戦線統一の完成が目前の課題となつた。自治労は、一一月の新「連合」の結成に全力をあげ、官公労協全単産とともにこれに加盟し、ここを新たな出発点として自治労運動を主体的に強化・発展させ、それを基盤に日本の労働組合運動全体の前進に貢献していく。そのため本中央委員会第一号議案の労戦統一の項および「統一案起草委員会」における成案をあわせて組織討議に付し、第五六回定期大会で機関決定する。

② 労働戦線統一にむけた作業は、「統一案起草委員会」、「実務者委員会」そして「官民統一推進会」が設置される中で進められた。官公労協は統一対応を基本に意志統一を積み重ね、起草委員・実務者委員を通じて基本文書などの作成に積極的に取り組んだ。自治労は定期大会決定など機関決定をふまえて主体的に参加した。この中で官公労協は、労働組合組織の基本を「政府、使用者、政党から独立し、自主的団結を基礎とすること」、運動の基本理念を「基本的人権の尊重、主権在民、恒久平和を基調とする日本国憲法に沿った社会の建設とすること」をはじめ、労働組合運動の根幹にかかわる問題を重視し、提起した。

この結果、第一回首脳会談で合意された四項目（官公労の労働基本権、地方段階の制度政策課題、自主福祉活動、男女平等社会）に限定することなく、綱領から運動課題全般にわたつて論議が展開され、共通認識と共通理解が拡大した。これらを反映して「連合の進路」などの成案作業が進められ、この中で地球規模の環境問題や一九八〇年代の臨調行革のもとでの矛盾の拡大、青年と退職者問題など、新たな課題が補強され、「分権・参加」による地域社会づくりの考え方なども明確にされた。

また、労働組合の政治的役割の具体化や国民教育の創造などの重要性についても共通理解が生まれたが、今後の運動上の課題として確認されている。この他、いくつかの文言上の問題についても官公労協は指摘して議論を提起し、その概念の明確化につとめるとともに、相互了解と合意を生みだした。

③ 地方組織問題について、総評・官公労協は地域労働運動強化の観点から中央・地方一体的組織とするとともに、地方の自主性が実質的に尊重される必要があるとの立場から、中間的基本的考え方をまとめることとした。今後起草委員会・首脳会談と並行して三事務局長（連合、総評、友愛会議）で協議されるが、地区労運動を大切にする課題も含め、各県レベルの統一協議の促進によって、その意向を中央に反映させることが重要となつていい。

④ 自治労は、この作業の過程と結果を積極的かつ前向きにうけとめ、組織内討議を深め、合意形成をはかる。成案された「連合の進路」などは、統一をめざす日本の労働組合運動全体の現時点とその共通基盤を確認しあつたものである。したがつて自治労は、これを新たな出発点として、中央・地方で自治労の主体的な運動を強め、そのことを基盤に、新「連合」を基軸とする日本労働運動総体の強化・発展に貢献していくため、

「日本労働組合総連合会」に加盟する。あわせて地方新「連合」の結成に中核的役割を果たす。

(2) 統一にあたつての認識と基本方針

- ① 自治労は、山形大会で決定した「基本方向」の中で、「全的統一」は、日本の労働組合運動発展のための、一つの大きな過程です。統一ナショナルセンター形成後も、自治労が追求する運動方向の拡がりをめざして粘り強い努力を続け、労働組合運動内外での多数派形成をめざし、そのことによって、自治労運動の前進をはかります。」と確認した。この立場を再確認し、自治労の主体性を確保しつつ、みずからの組織と運動の革新と活性化をはかり、民間労働組合と住民との共同作業によって、多数派形成をめざす。このような観点から、次のように統一後の基本の方針を確認します。
- ② 産業・経済・社会の構造が高度化しつつ急激に変化する中で、労働者の生活の質的向上のためには、経済・社会構造を転換させることの重要性がますます高まっており、地域・中央・国際の各レベルでの労働組合の横断的・統一的運動の形成が不可欠になっています。新「連合」の結成は、そのための共通基盤をつくりあげ、政府と資本と対抗し合う労働組合運動を強化・発展させるスタートである。統一後の運動、官民の共同作業・共同闘争が問われているとの観点から、自治労の果たすべき主体的役割を積極的に果たしていく。
- ③ 新「連合」とその地方組織の確立は、地域に根ざした自治労運動を発展させ、労働組合運動全体の中に波及させていく条件と展望を拡大するものである。地域での生活基盤の確立とそのための地方自治の創造という、自治労が貫して追求してきた課題を労働組合運動全体のものとして発展させるため、主導的役割を担う、統一口ーカルセンターの中でのこの運動と力を背景に、対自治体・政府との力関係を有利に転換し、自治労運動発展の契機を見い出していく。
- ④ 自民党単独長期政権のもたらした矛盾が深まる中で、政治の改革を求める労働者・国民の期待が高まっており、労働組合の政治的役割が重要なところである。自治労は、みずからの反戦・平和・政治闘争を強めるとともに、自民党一党支配の打破にむけた労働組合共通の機能を追求する。
- ⑤ このような運動の中で、日本の企業別労働組合の弱点を克服し、中小企業労働者との連帯強化、未組織労働者の組織化を進め、組織率の長期低落に象徴される日本の労働組合運動の危機を克服する展望を切り拓いていく。そして、ナショナルセンター・ローカルセンターの組織と運動は、その加盟組合の組織と運動の強化発展と、その相互の主体性の尊重によって形成・強化されるものであるとの認識のもとに、自治労は新「連合」およびその加盟組織とともに、日本の労働運動の強化・発展をめざす。

資料2 「基本文書」などにかかわる見解 (日教組)

日教組は労働戦線の統一にあたつては、福岡大会の決定にもとづき、官民一体の全的統一による一国一ナショナルセンターの完成にむけて努力してきた。それらの経過のなかで、官民一体の労働戦線統一とそれによるあたらしい運動にむけたあたらしい基本文書などが、官民の共同で作成され発表された。

この基本文書は、官民による「官民統一推進会」「統一案起草委員会」「実務者会議」などが五月一一日以降集中討議をすすめるなかで、五月二四日に成案を得たものである。この間、官公労協は、総評労働運動の教訓にたち、統一対応を基本に官公労働運動なりに各単組の運動理念と課題実現のための意見反映に努力してきた。これらをうけた官公労協実務者委員会は、綱領・基本目標・課題と使命全体について討論と作業をおこなつた。

基本文書作成にあたって、日教組が重視してきた課題は、平和運動、民主教育の確立、労働基本権の確立などであり、官公労協もまた、労働組合組織の基本を「政府・使用者・政党から独立し、自主的団結を基礎とすること」、運動の理念を「日本国憲法の基調である基本的人権の尊重、主権在民、恒久平和を基本とする社会の建設とすること。」などである。

その結果、教育に対する、「教育問題対策」などを中心に部分的な補強がなされ、「教育基本法にもとづく民主教育の創造」は憲法理念に包含されているとの認識で合意されたが、教育の反動化に対決するためにも、重要な課題として追求しなければならない。

また憲法三原則、官公労働者の労働基本権問題、平和問題、婦人労働権問題等も合意されていながら、なお検討すべき課題が残っていることも事実である。

とくに、地方組織の確立問題については、「地方組織の自主性」を実質的にどう保障するかという課題が残る。「中央でコンクリートしてもらっては支障が生じる」との意見にもとづき三事務局長協議で詰めることにしているが、選別結集にならないように今後の中央・地方の重要な課題になると認識している。

日教組は今後とも、組織内討論を大事にし、産別統一対応を強化するなかで、官民一体の運動を構築し、残された課題については福岡大会の決定にもとづきその克服のために努力するものである。

(註) 1、関係文書は速達にて郵送する。

2、基本文書等については、さらに精査・検討し、一九八九年度運動方針案策定の段階で組織内討議を深める。

五・二八国労の広域採用者と家族をはげます集い

——心を一つに力をあわせ、連帯を確認——

五月二八日、午後二時から、「国労の広域採用者と家族を励ます仲間の集い」が開かれた。本集会の呼びかけ人は川口武彦（社会主義協会代表）、木原実（労働大学学長）、篠藤光行（まなぶ友の会全国協議会会長）、山下幸啓（社青同委員長）の四氏である。

雇用責任をいつさいとろうとせず、ただただ「三年目の期限切れ」までに清算事業団から国労を追い出そうとするだけの当局の攻撃のもとで、北海道と九州から多くの国労の仲間が首都圏への第一・三次におよぶ「広域採用」に応じたことは周知の通りである。家族も含め、住みなれた地を離れるのは容易なことではなかったが、国労の旗のもとにたたかいい続けようとするための一の道であった。そして仲間たちは首都圏で、各分会、社宅などでそれぞれ中心的な役割をはたしはじめている。北海道、九州の清算事業団に残りたたかっている仲間のことを一日たりとも忘れず、「連帯する会」の勧誘や物資販売などに先

頭きつているのも広域の仲間たちである。

それだけに、JR会社にとつていやな存在だ。雇用責任をとらぬがゆえに、広域といふ苦汁の選択を労働者にさせたのだから、百歩ゆずつても、受け入れたJR東日本会社はていねいに、すこしでも不安を感じさせぬよう神経を使つて当然ではないか。ところが、会社は、東日本の職場からすら労働者を排除したのだ。今年三月の広域約400人は、ほとんどが下請の清掃会社かキオスク（駅売店）などに出向させられた。

まことに人を人とも思わぬ冷酷なしうちである。何が何でも国労をつぶそう、とりわけ清算事業団の生き証人を抹殺しようという攻撃をはねのけねばならぬと国労はもとより首都圏各地区の社会党や労働組合の有志が様々の連帯激励行動をおこしはじめている。本集会は、そのような流れの一環としてとりくまれた。

集会には、広域採用の国労組合員と家族約200名をはじめ500名が参加した。日曜の午後で、小学校の運動会も多い日程だったが、託児所も臨時に設けられ、家族ぐるみの参加がめだつていた。

集会は司会に和氣文子（社会主義協会）、小笠原福司（社青同副委員長）が就き、呼びかけ人代表の川口武彦氏の国労の仲間たちのたたかいをたたえるあいさつではじまつた。連帯あいさつにたつた上野建一氏は、社会党として国鉄闘争をしつかりたたかうことを表明し、四〇分にわたり講演をされた岩井章氏は、国労のたたかいの戦略的位置と展望を説かれ、参加者に自信と勇気を与えた。

集会の第Ⅱ部はアトラクションだ。京成吹奏楽団30名がトップをきる。「みんな駅や保線で働く仲間です。国労と心から共闘したい」という指揮者の紹介をうけ、曲目の最後の「がんばろう」では参加者も唱和する。

次は東京青年文化センター100名で、みんなでつくった合唱「レール」を、みごとなハーモニーで披露。

最後は国労中央支部家族会有志の構成詩「人間でありたい」。仕事や家事で大いそがしのあい間をぬい、何度も集まって相談し、練習したという手づくりの熱演に会場は聞き入つた。

約一時間の心あたたまる一ときのあと、広域採用者と家族が拍手につつまれて壇上にのぼり紹介された。子供もたくさんいたが、熱いライトに照らされた壇上で長い時間ガマンして、父や母とならびしつかりたつている。

この仲間たちを代表し、第一次の広域で旭川からきた並沢さん、第三次（今回）釧路からきた佐藤さん、同じく鹿児島からきた牧之瀬さんの三人が、「こも」にも決意を表明した。三人とも、新しい地で、しかもいつそう強まるJR当局の攻撃への不安やいきどおりを感じませ、しかし、いく多の困難をのりこえてきた国労の団結に信頼を寄せ、北海道、九州に残つてたたかう清算事業団の仲間たちとともにJR当局に責任をとらせるたたかいを強めたいとうつたえた。

これにこたえ、ともにたたかう立場から、私鉄東武東上支部部長の倉富さんが力強くあいさつをした。

最後に、国労東日本本部の権村潔委員長が御礼と決意をのべた。権村氏はイエーリングの「権利のための闘争」を引用し、格調高く、人としての権利を掲げあくまでたたかい続けると訴え、満場の拍手をうけた。

岩井 章・宮部民夫編著

「自治労運動と労戦統一」を推す

労働戦線の右翼的再編がすすみ、総評が解体されようとしているいま、一二五万労働者を結集している自治労の動向は今後の日本の労働運動を左右していく、といつていいだろう。自治労中央は、八〇年代前半までは労戦再編には批判的で「全民労協は全的統一の基盤ではない」との見解を明らかにしていた。ところが、ここ数年急速に労戦方針を転換させ、総評と歩調を合わせて連合との統一に執着している。これに反発した統一労組懇親会県本部が会費の不払、諸会議への欠席という行動をとり、一方自治労中央は「組織防衛」方針を出し、自治労分裂の危機がつよまっている。

こうした事態を憂慮して、自治労の団結をつよめ、連合への吸収合併に反対してたたかっている各地の自治労左派が協議して、全国のなかまによびかけるため、岩井章、宮部民夫編著「自治労運動と労戦統一」(十月社刊)を発刊した。

同書は岩井章氏が序文「連合と総評」を書き、戦後労働運動の簡潔な総括と今後の方針を示している。第一章、自治労と労戦統一では、①自治労運動の歴史とすむべき道、②労戦再編と自治労方針の変遷、③現状と課題、がのべられている。また仙台、松本、鹿児島の市職、県職労指導者たちから、各地の苦闘と自治労方針への批判がのべられている。第二章、地方行革と労戦統一では、①地方行革攻撃の現状、②地方行革と「連合」、自治労、③反行革統一闘争の展開、が叙述されている。

第三章の座談会、自治労運動の進路は圧巻である。宮部民夫(東京都労連委員長)、原義弘(神戸市職労書記長)、長浜幸夫(山形県職労委員長)、中川武則(新潟県職労書記長)、谷口武信(鹿児島県職労委員長)、粟田悦弘(都職労執行委員)といった、永年にわたって自治労組織をつくり、支えてきた幹部たちが率直に議論し合っている。

「総評が状況をつくり、それに追随していくという現状の自治労の流れなんですね。そのため、とりわけ地方の組合の末端からすると、もどかしい、押しきせの着物を着せられているような気分になつてくるわけです」、「労働界再編劇」というこの劇の中には、政界再編、社会党はなくなるということのおそれが非常に強い。労働運動を大切にしていかなければ社会党の火は消えるという心配がつきまとつている」と自治労運動のいまおかれている状況、強化の重要性が指摘されている。

同書が自治労組合員をはじめ多くの労働者に読まれ、労戦「統一」への反撃の武器となることを心から期待したい。なお購読申込先は左記の通り。

(申込先) 十月社 東京都中野区白鷺一―一八一―一 (電話〇三(二三三六)七九五一

(定価) 千円 送料二〇〇円 (郵便振替) 東京九一八六五一七

国労東京が事業センターを開設

国労全国統一物資販売へご協力を!

国労は、この間、自らの闘いと一体のものとして、こくろうラーメンや、コーヒーなどの物資販売を、各地方ごとに行なっていましたが、正念場を迎えた国鉄清算事業団・労働委員会闘争を支え、闘いを更に強化発展させる一環として、東京地本が、事業センターを開設して、全国の国労物資販売を統一して行なうことを見定しました。

夏の一時金の時期を迎ますが、「連帯する会」とともども、多くの読者、組合員の皆さんの御協力を願っています。

問い合わせ先

国労東京地本事業センター 東京都千代田区丸ノ内一―一八一
電話 〇三(二三三二)七八一〇 FAX 〇三(二〇一)六九六二

◇ 読者からのおたより ◇

社会党の進路「三項目」 「燈台」たるべき社会党は、今こそ反独占・反自民党を明確にし、暗い時代を照らすべきだ。これが第一であり、社会主義革命を見すえた戦略をもっていいたい。反独占・反自民を明確にとは、反原発・反自衛隊・憲法擁護であると同時に、独占資本との対決を強めるということである。第二に、党内民主主義の充実を図ることである。第三に、共産党排除の社・公・民路線で自民党と取り引きするのではなく、全野党共闘を追求し、広汎な反独占・反自民の大衆運動を築くことだ。各種選挙で候補すらたてられないのは、全野党共闘路線を放棄しているからだ。

(東京・S)

日東タイヤ闘争 解決に思う 去る四月二九日、日東タイヤ闘争委員会総会と争議解決レセプションに昭和电工闘争委員会を代表して、私と原告団の藤崎氏と二名で参加しました。七九年に神奈川の地で始まった不当配転・解雇撤回の闘争も一〇年ぶりに解決して、争議団やその家族・親類・支援する仲間たちもホッとすると同時に、次の闘いにむけて英気を養つていることと思います。裁判闘争を始める時、私たちの事務所に来て交流してから、早いもので一〇年がたちました。その時、私たちの方が早く始めたのでまさか先をこされるとは思いもしなかつたが、とにかく解決しておめでとうといいたい。私たちも七六年の第一次提訴から今年で一四年目という長期闘争になっています。さらに闘い続けますのでご支援よろしくお願ひ申し上げます。

(千葉・Y)

誌代遅れごめんなさい 毎度、誌代送金が遅れ申し訳ありません。列車の遅れと違い、待ってくれますのでたいへん助かります。約束を守ることは大切なことであると感じて、反省しています。

(東京・A)

強まる小集団管理

「営業」、小集団管理が強まるなか、たいへん闘いづらい状況になってきています。反面、不満・反抗もでてきています。ここに依拠してがんばります。

(北海道・S)

東京でガンバリマス！ 第三次の広域移動で来て約二ヶ月。しかし三ヶ月の出向です。広域で来た仲間、ガンバロー、そして闘おう。清算事業団の仲間、元気です。ぼくは東京の空の下でガンバリマス！

(埼玉・H)

何かアクションを 何かのアクション起こさねばならないと考えています。いよいよ正念場です。

(大阪・M)

社会党強化を地道に 竹下内閣の退陣等により野党連合政府がマスクをにぎわしておりますが、社会党の階級的強化を一步一歩積み上げないかぎり、労・農・勤労者のための政治はおこなえないことを肝に命じ、地道に努力を重ねてゆきます。

(佐賀・K)

五月から送付を 「旬刊社会通信」五月から送付ください。激動のとき、おたがいにがんばりましょう。

(愛知・N)

がんばる広域の仲間たち 三月に広域移動した仲間もおちついたようです。しかし、広域移動者の九割強が出向となり、労働条件も劣悪で出向協定も定まつていないので実態のようです。しかし、広域者もがんばっています。

(北海道・T)

国労バッヂで勝ったけれど 国労バッヂで地労委の勝利命令を勝ち取りましたが、私の職場では「分割・民営化」の時に国労バッヂをはずし、現在にいたっています。勝利命令を有効にするためにも着用は重要なのですが、いつたん外したもの着けるのは会社の攻撃もあり、容易ではありません。国労マーク入りボールペンを胸に、ネクタイピンと少しづつ前進しています。

(国労・A)